

令和8年6月
警 察 庁

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和8年4月10日から同年5月9日までの間、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、14件の御意見を頂きました。

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和8年内閣府・国土交通省令第3号）

2 命令等の案を公示した日

令和8年4月10日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の命令案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 14件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	14件
電子メール	0件
郵 送	0件
F A X	0件

〈 凡 例 〉

特定牽引自動車：^{けん} 2千キログラム以下の車両を牽引する当該車両の3倍以上の重量の自動車をいう。

道路標識等： 道路標識及び道路標示をいう。

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」
に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」関係
命令案について、

- 車両ごとに制限するのではなく一律で制限しなければ意味がない
- なぜ特定の車両、しかも大型レッカー車で故障車を牽引するという不安
定な車両だけ法定速度を上回る速度を許そうとするのか

といった御意見がありました。

本改正は、一定の範囲内で特定牽引自動車とそれ以外の一般の自動車の最高速度を一律とするための改正であり、特定の車両のみ法定速度を上回る速度を指定するためのものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。

以下、本改正の趣旨について説明します。

本年9月1日から、中央線等のない一般道路の法定速度が30キロメートル毎時に引下げとなりますが、そのような道路のうち、交通量や車道幅員、設計速度等の観点から30キロメートル毎時の最高速度が適用されることが実態と合わないものについては、交通実態等を踏まえた速度規制等を実施することとしております（例えば、40キロメートル毎時の最高速度を指定することが考えられます）。

しかし、特定牽引自動車については、本改正を行わなかった場合には、30キロメートル毎時の最高速度が適用されることが実態と合わない場合であっても30キロメートル毎時を超える最高速度を指定することができなくなります（例えば、道路標識等により40キロメートル毎時の最高速度を指定した場合に、本改正を行わなければ、特定牽引自動車の最高速度は30キロメートル毎時のままということになります）。このため、法定速度引下げ前と同様、特定牽引自動車について30キロメートル毎時を超える最高速度であっても40キロメートル毎時以下であれば指定できるようにする改正を行うものです。

なお、実際に速度規制を実施するに当たっては、特定牽引自動車についてのみ直ちに40キロメートル毎時の最高速度を指定するものではありません。

2 その他

命令案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 中央線等のない一般道路の法定速度引下げに関する御意見
- 交通規制に関する御意見
- 適切な道路標識等の維持管理に関する御意見
- 大型車の速度に関する御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。